



# 家畜衛生情報

## 千葉県で高病原性鳥インフルエンザ発生！（42例目）

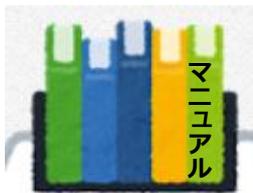
令和3年2月4日に千葉県匝瑳市で「高病原性鳥インフルエンザ」が疑われる事例が確認され、遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。

所在地	千葉県 <small>そうさし</small> 匝瑳市（今シーズン国内42例目）
飼養状況	発生農場：採卵鶏（約16.9万羽） 疫学関連農場：千葉県旭市 採卵鶏（約7,500羽）
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>2月3日、千葉県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場への立入検査を実施</li> <li>同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性</li> <li>2月4日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、疫学関連が確認された千葉県旭市の1農場についても、防疫指針に基づき、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認</li> </ul>

常に家きんの健康状態を把握し、下記の症状を発見した場合には、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！

- 同一鶏舎における1日の死亡率が過去3週間の平均の2倍以上となった場合（明らかに高病原性鳥インフルエンザ以外の事情による場合は除く）
- 鳥インフルエンザの簡易検査キットや血清抗体検査で陽性になった場合
- 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ（青紫色）、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっている場合

**飼養衛生管理基準 項目3**  
(令和4年2月施行)



**飼養衛生管理マニュアルの作成を！**

飼養衛生管理基準に規定された事項について、国が示すマニュアル例を加筆・修正し、農場に合わせたマニュアルの作成をお願いします。

農林水産省 飼養衛生管理マニュアル例

検索

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	県庁家畜防疫対策室	026-235-7232